

東京都北区地域包括ケア推進計画策定検討委員会設置要綱

7 北福高第1623号
令和7年6月24日区長決裁

(設置目的)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項の規定に基づく老人福祉計画、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）第13条第1項の規定に基づく認知症施策推進計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項の規定に基づく介護保険事業計画を一体的なものとする北区地域包括ケア推進計画（以下「計画」という。）を策定し、地域包括ケアシステムの充実を図るため、東京都北区地域包括ケア推進計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、設置目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を調査し、検討する。

- (1) 計画の策定に関し必要な事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、設置目的を達成するために必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 区内各種団体構成員
- (3) 公募区民
- (4) 行政機関職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命された日から計画が策定された日までとする。ただし、委員が欠けたときは、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(招集等)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して委員会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部高齢福祉課、長寿支援課及び介護保険課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 6 月 2 4 日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、計画が策定された日限り、その効力を失う。